

四日市市告示第 496 号

三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年 3 月 27 日三重県条例第 7 号）第 72 条の 4 第 2 項に基づき、次のように告示する。

令和 5 年 8 月 29 日

四日市市長 森 智広

1. 発表事項

川尻町 100 番地（JSR 株式会社所有地）における土壤汚染について

2. 発表内容

令和 5 年 8 月 28 日、三重県生活環境の保全に関する条例第 72 条の 4 第 1 項に基づき、JSR 株式会社（東京都港区東新橋一丁目 9 番 2 号 代表取締役 CEO 兼社長 エリック ジョンソン）から、四日市市川尻町 100 番地において、「鉛及びその化合物」による土壤汚染を発見した旨の届出がありました。

JSR（株）四日市工場敷地内において、当該土地の占有者が新たに屋内貯蔵所建設工事を行うにあたり、三重県生活環境の保全に関する条例第 72 条の 2 第 1 項の規定に基づき地歴調査を行い、工場敷地内で使用履歴のある有害物質を対象に、工事予定地（1,886 m<sup>2</sup>）について、自主的に土壤・地下水調査を実施しました。調査の結果、全 20 区画中 1 区画で「鉛及びその化合物」が土壤含有量基準を超過しました（地点は別紙参照）。なお、土壤溶出量基準及び地下水基準には適合していたことから、周辺環境への影響はないと考えられます。

また、工場敷地内において過去に「鉛及びその化合物」の使用履歴がありましたが、汚染が発見された区画においては使用履歴がなかったことから、土壤汚染との因果関係は不明です。

基準を超過した有害物質及び濃度は次のとおりです。

<土壤調査結果(土壤含有量)>

物質名	最大検出濃度 (土壤含有量基準の倍数)	土壤含有量基準
鉛及びその化合物	450mg/kg (3倍)	150mg/kg

3. 対応方針

- (1) 8 月 29 日に現地確認を行います。
- (2) 汚染区画についてはアスファルト舗装されていますが、一部裸地があるため、裸地部はシート養生を行うとともに立入禁止措置により直接摂取防止、飛散防止等の措置を講じたと事業者から報告を受けています。このことから、現地への立入時に適正に実施されていることを確認します。
- (3) 事業者に対して、土壤汚染対策が適切に実施されるよう指導しています。

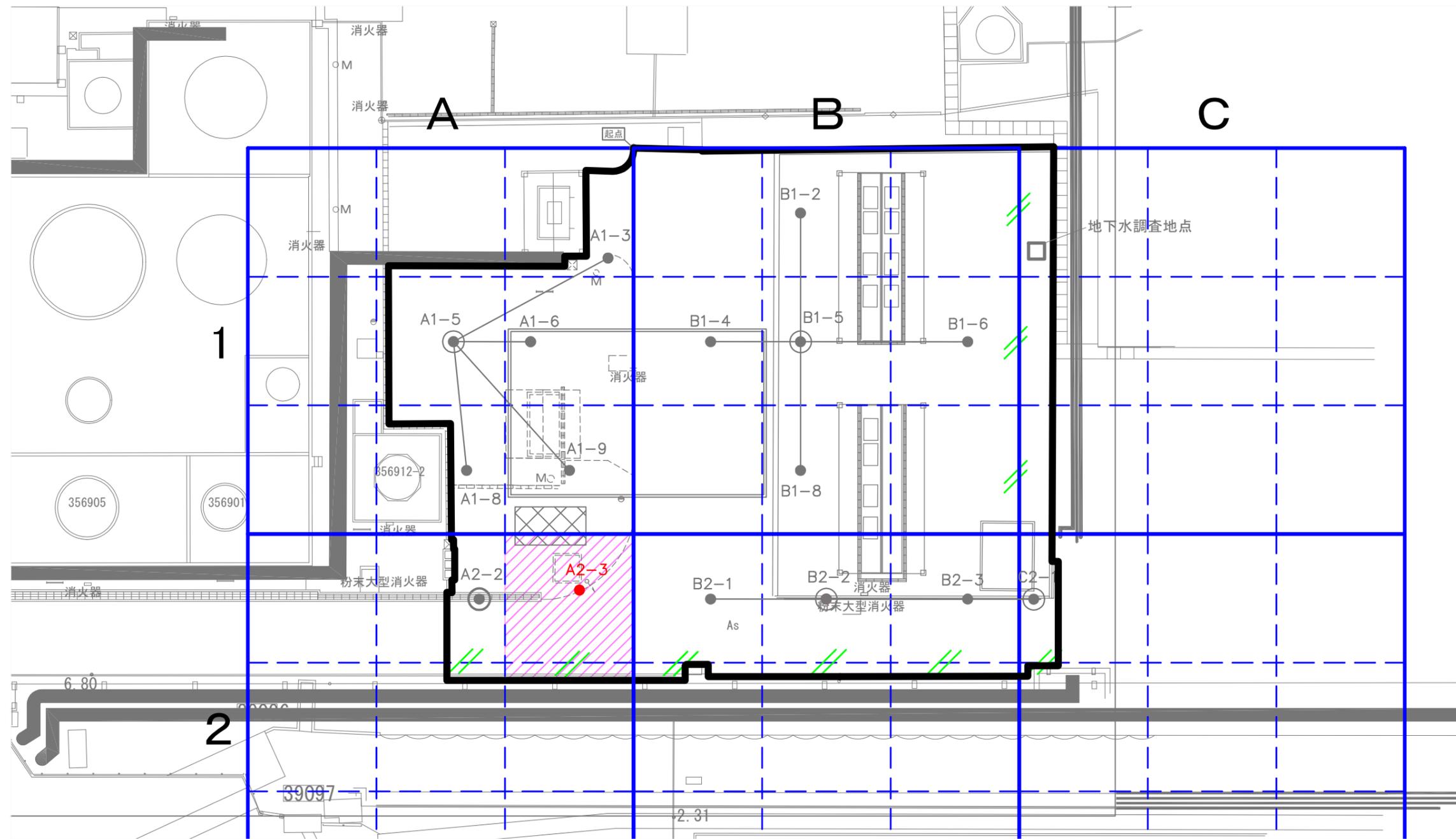
(環境部環境政策課)

# 工場周辺図

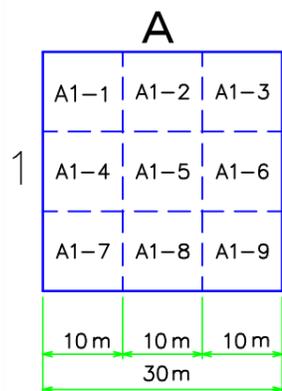


画像引用 : OpenStreetMap





30m格子内採取地点番号



- 土地の形質変更予定地 (面積: 1,886 m<sup>2</sup>)
- // 統合区画
- 詳細調査地点 (A2-3区画)
- 土壌ガス調査地点
- 表層土壌調査地点
- 地下水調査地点 1検体(1地点)

基準値超過区画(1区画)

- 基準値超過区画: 鉛及びその化合物(土壌含有量)
- A2-3区画 (面積: 113.8m<sup>2</sup>)
- ※A2-3区画は統合区画 (A2-3とA2-6区画を統合してA2-3区画とする)

分析値

区画名	A2-3
対象物質	鉛 (含有量)
深度	分析値
<b>表層</b>	<b>390</b>
GL-1.0m	450
GL-1.25m	290
GL-1.5m	42
GL-1.75m	14
GL-2.0m	21
GL-3.0m	<10

基準値: 150 mg/kg-Dry